

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

本日、人事委員会は、県議会および知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告しました。

行政を担う人材の確保が厳しさを増し、県政を取り巻く課題が複雑化・多様化する中、将来にわたり質の高い県民サービスを提供するためには、多様で有為な人材を確保・育成し、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要です。

本年の給与勧告では、職員給与と民間給与との較差を解消するため、月例給を引き上げるよう勧告しました。改定に当たっては、初任給の改善に加え、中堅層以上を含む各層についても引上げを求めています。また、期末・勤勉手当については、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月とするよう勧告しました。

給与以外については、人材の確保・育成、柔軟な働き方と仕事・生活の両立、職員の健康管理、ハラスメントの防止、超過勤務時間の縮減などについて報告しました。職員の成長と能力発揮を支え、安心して働くことのできる職場環境を整えることが、組織力の強化と県民サービスのさらなる向上につながるものと考えます。

職員のみなさんには、全体の奉仕者としての使命と責任を改めて自覚し、公務に誇りを持ちながら、県民の信頼と期待に応えられるよう、より一層職務に精励されることを期待します。

人事委員会勧告に基づき職員の給与を適切に決定することは、社会一般の情勢に応じた給与水準を確保するとともに、職員の士気を高め、人材の確保・育成を通じて、効率的かつ効果的な行政運営に資するものです。県民のみなさまにおかれましては、人事委員会勧告制度の意義と本勧告の内容について、深いご理解をいただきたいと思います。

令和8年10月7日

福井県人事委員会

委員長 和田 晋一